

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、以下の通りマージン率等を公開いたします。

① 派遣労働者数 (令和6年10月1日付け)

1人

② 派遣先事業所数 (令和6年10月1日付け)

1事業所

③ 令和5年度 労働者派遣に関する料金 (1日8時間当たりの平均額)

0円

④ 令和5年度 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均額)

0円

⑤ 令和5年度 マージン率

-

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の有無：締結している

- ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)
- ・当該労使協定の有効期間の終期 (2026年3月31日)

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

賃金支給	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	雇入時	OJT	無償	有給
職能別教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別教育	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング窓口

- ・相談窓口：管理部
- ・電話番号：06-6616-8813

⑧ その他の事項

特になし